## ●平成27年度 監査テーマ 水道事業の事務の執行及び上下水道組織の統合に関する管理運営について

### 〇 包括外部監査結果に対する措置について

### 【4】財産管理·現物管理

### (1)固定資産管理

| No. | 項目                                     | 監査結果(要旨)   | 担当部署    | 結果への対応(H29.4現在)   |
|-----|--|--|---------|---|
| 5   | 保管場所の特定について(固定資産移動の際の手続き整備)<br>〔77ページ〕 | 固定資産移動時の手続を定めていなければ、移動後の管理が十分に行えないため、紛失等の事実を把握することが遅延する可能性があるため、固定資産を移動する際に必要な手続を定めるべきである。 |         | 平成28年度については、現保有資産の実地照合を兼ねて資産の画像データを収集し、確認作業を行った。固定資産の移動に係る手続きとして、固定資産所管課からの届出、移動後の所管課及び保管場所の把握並びに毎年度1回以上実地照合による確認を行うこととした。届出様式、届出方法等詳細を決定し、平成28年6月には固定資産に係る各報告書を速やかに提出するよう周知した。 |
| 6   | 記載名の統一について<br>〔76ページ〕                  | 新規に資産を購入する際、固定資産台帳へ登録する記載名を統一させるため、固定資産登録時の手続きを定めるべきである。                                   | 上下水道経営室 | 従前は、各課から提出される固定資産取得報告書に記載されている<br>資産名称をそのまま固定資産システムに登録していたが、固定資産シ<br>ステム登録の際には、必ず過去に登録された同種同類資産の名称確<br>認を行い、登録名称の統一を図るよう改めた。<br>また、過去に登録を行った資産についても、名称の統一を図るための<br>修正作業を行った。    |

### (2)たな卸立会の結果について

| No. | 項目                            | 監査結果(要旨)  | 担当部署    | 結果への対応(H29.4現在)   |
|-----|-------------------------------|---|---------|---|
| 7   | 灯像的の文本官建及の哺品の宣帳整備について [80ページ] | 過去、費用処理している備品については、優先的に使用することで<br>現物有高と帳簿残高が近づいている状態であるため、今後も引き続き、台帳での受払管理が望まれる。中宮浄水場及び局庁舎の事務所<br>内で保管している備品については、網羅的な実査を実施することで備<br>品台帳整備を行うべきである。 | 上下水道経営室 | 備品台帳については平成28年度に整備を完了した。<br>今後は、毎年度1回以上の実地照合を行っていく。                                 |
| 10  | [83ページ]                       | 高度浄水施設倉庫内に、使用実績のない災害対策用のパソコン及びコピー機が置かれていた。災害対策用備品等については、資産の使用可否と現物と台帳の一致を確認したうえで、未利用資産がある場合には、有効活用を検討すべきである。  | 上下水道経営室 | 平成28年7月に「危機管理マニュアル」を改定し、災害対策本部を管理棟に設置することとした。これに伴い、災害対策用備品を管理棟に移設し、図上訓練等において活用を図った。 |

### 【7】会計(新地方公営企業会計適用を含む)

#### (1)減損会計

| No. | 項目       | 監査結果(要旨)   | 担当部署         | 結果への対応(H29.4現在)  |
|-----|----------|--|--------------|--|
| 11  | (117ページ) | 現在の路線価をもとに算出した回収可能価額は帳簿価額を大きく上回っている状況を鑑みると、減損会計導入時にも回収可能価額が帳簿価額を上回っていたことが推測される。しかし、現状では水道事業において遊休資産が発生した場合の、業務手順等に関する取り決めがなされていないので、業務手順を整理すべきである。 | <br> 上下水道経営室 | 毎事業年度末時点の遊休資産について、担当課の報告により把握<br>し、帳簿価格と直近の評価額(路線価等)との比較により、減損の判定<br>を行うよう業務手順を整理した。 |

# (2)リース会計

| No | √o. 項 目                           | 監査結果(要旨)  | 担当部署         | 結果への対応(H29.4現在)  |
|----|-----------------------------------|---|--------------|--|
| 12 | 12 リース取引の判定及び会計規定について<br>〔118ページ〕 | リース会計基準は、新公営企業会計において導入されているが、局においては、リース会計に関する規程が未だ整備されていない。リース取引に関する規程を定め、リース取引の判定を行う際は、財務担当認がリース契約書の内容を確認すべきである。 | 、<br>上下水道経営室 | リース取引に関する手順書を平成28年7月に作成した。また、リース取引の会計処理を行う際には、財務担当課が契約書の内容を確認したうえで判定することを徹底し、契約書(写)を資料として保管している。 |